

[事案 21-103] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 12 月 24 日 和解成立

※本件は、事案 21-102(法人契約)と同一の事情・経緯にもとづく、法人代表者の個人契約に関する申立てである。

<事案の概要>

不適切な募集行為、説明義務違反または錯誤があったとして、支払済保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 5 月頃、加入していた甲社の破たんする可能性があることが新聞により報道されたため不安となり、相手方会社の営業所を訪れて、同社の破たんの可能性を問い合わせたところ、募集人より説明を受け、甲社の既契約(普通終身保険)を減額したうえで、同年 6 月に相手方会社の変額保険(終身型)に加入した。

加入時における営業担当者の募集行為に、下記のとおり問題があるので、既払込保険料を返還してほしい。

- ① 募集人は、本件保険契約が市場リスクによって、解約返戻金額が支払保険料を下回ることの説明をしておらず、金融商品販売法第 3 条に基づく説明義務違反がある。
- ② 募集人に対し、甲社の既契約と同程度あるいは一定額の解約返戻金が支払われる保険契約を望む旨伝えたのに、勧められた本件保険契約は変額保険で、解約返戻金が一定額保証されるものではなかったから、錯誤が存在し民法 95 条により無効である。

<保険会社の主張>

下記の理由により、営業担当者に違法な募集行為や説明義務違反はなく、申立人の請求には応じられない。

- (1) 担当者は、申立人より甲社契約の月払保険料の額の提示を受け、その金額で当社ではどの程度の死亡保障に加入できるかとの申出を受けていたことから、申立人の加入ニーズは死亡保障にあったことは明確であり、そのためにできるだけ低額の保険料で、終身にわたり死亡保障を用意できる本件商品を提案した。
- (2) 募集にあたっては、「ご契約のしおり」及び「重要事項説明書」を申立人に交付しており、また「変額保険の手引」を交付のうえ説明し、署名・押印により申立人が理解したことを確認した。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および相手方会社から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、営業担当者からの事情聴取の内容にもとづいて下記のとおり審理した。

1. 申立人の主張②(錯誤無効)について

申立人は、「一定の解約返戻金が保証されている保険」と思ったのに、実際には解約返戻金の保証のない保険であったことが錯誤であると主張するが、申立人の言う一定の保証が具体的にどのような内容であるかは明らかではない。

加えて、一定の保証があることが本件契約の動機であることを申立人が募集人に

告げたという積極的な事実も認定できない。一定の保証があることが契約の動機であるならば、これがないことは動機の錯誤であり、相手方会社が少なくともかかる動機を知らない場合には、民法 95 条にいう錯誤とはならない。

2. 申立人の主張①（重要事項の説明がなかった）について

本件では、「重要事項に関する内容確認書」が申立人に提示され、それによれば「重要事項説明書」及び「ご契約のしおり」を受領したことの確認がされており、他の書類で解約返戻金及び満期返戻金には最低保証がなく、払込保険料を下回ることがある（元本の欠損）旨の記載があり、申立人代表者はこれらの書面に署名捺印をしている。

そして、重要事項説明書には大きく「お受け取りになる金額と保険料合計額との関係について」として同様の記載がある。従って、一般的にはかかる署名をもって、保険会社の募集人が「元本欠損のおそれがあること」を説明したものと推定されるから、本件においては、申立人がこの推定を覆し、かつ、説明がなかったことを証明しなければならない。

本件では、募集人作成の文書が提出され、募集人自身、「解約返戻金のリスク」について説明したものの不十分であったと認めている。説明義務とは、顧客が完全に理解したことの確認までは必要はないとしても、顧客の年齢、能力等に応じて一般的には理解できる程度の説明が必要であるが、本件ではどの程度の説明があったのかは明らかではなく、この文書の存在をもって、直ちに説明義務違反があったと認定することはできない。よって、本件において説明義務違反があったものとして、直ちに相手方会社に損害賠償義務があるとは認定できない。

以上のように、本件においては申立人の主張①（重要事項の説明がなかった）については証明が不十分であることから、その主張を直ちに認めることはできないが、以下(1)～(5)の事実を考慮する必要があり、これらの事実を踏まえて、審査会としては、立証責任の存在及び立証の程度、本件契約に基づく申立人の損失についての責任の割合、その他諸般の事情を勘案して、審査会の見解を相手方会社に伝えたところ、和解案の提示があり、和解案を検討した結果、生命保険相談所規程第41条第1項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した

- (1) 募集人の説明義務違反の事実は、十分な証明がなされていないものの、募集人自身が自分のした説明で、申立人代表者が当該保険契約のリスクについて、十分認識できなかった可能性がある程度の説明であることを文書で認めている。
- (2) 上記文書の作成について、募集人は強要されたもので自分の真意ではないと説明するが強要されたと認めるに足りる合理的な事情の説明がなく、かつ仮に強要されたものであるならば、作成文書が強要されたものであることを前提とする社内的な手続きをするはずであるのに、これがなく、募集人の真意ではないと認定することはできない。

- (3) 募集人の、甲社を巡る言動の具体的内容が不明確であるので、不法行為を認定するまでには至らないものの、募集人として極めて不適切な行為を繰り返しており、当該募集人のした募集行為全体の適切性に疑問を抱かざるを得ないこと。
(以上の事実を考えると、当審査会は、本件募集行為において、適切な説明がなされたことについては重大な疑問を持つ。)
- (4) 一方、申立人は、企業経営者として文書に署名押印することの重大性を知り得る立場にありながら、その意味を把握せず確認文書等に署名をしていること。また、多額の支出をするにもかかわらず、契約の内容を全く理解していないということには疑問がある。
- (5) 申立人は、多額の保険料負担をしたくないとしながら、相当額の解約返戻金を取得したいという意思を示しており、申立人代表者の年齢等を勘案すると、これを満たすものとして募集人が本件契約を勧めること自体、それほど非難されるべきではない。
(以上の申立人側の事情も考えると、本件契約に基づく損失については申立人側にも十分な責任があると判断せざるを得ない。)